事業所税の手びき改訂等のお知らせ

令和6年1月発行分 北 九 州 市

平素より本市税務行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 この度、税制改正等に伴い「事業所税の手びき」を改訂致しましたので、おしらせします。 改訂箇所について抜粋し、下線を入れてまとめております。詳しくは下記をご覧ください。 皆様におかれましては、この「改訂等のお知らせ」及び「改訂版手引き」をご活用頂くことで、 事業所税に対するより深いご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

事業所税の手びき変更箇所抜粋

令和5年度税制改正に伴う措置

- 10 課税標準の特例 (36頁) (2) 用途による課税標準の特例 適用期限のあるもの
 - 20 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割に係る課税標準の特例 措置の延長

改 訂 前	改 訂 後
<u>令和5年3月31日</u> までに終了する事業年度分 (個人の場合は <u>令和4年</u> 分)まで	<u>令和6年6月30日</u> までに終了する事業年度分 (個人の場合は <u>令和5年</u> 分)まで

21 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長

改 訂 前	改 訂 後
平成29年4月1日から <u>令和5年3月31日</u> まで	平成29年4月1日から令和7年3月31日まで

13 加算金 (41頁)

税制改正に伴い、加算金制度について次のとおり変更されます。

(2) 不申告加算金

不申告加算金の割合(現行15パーセント(納付すべき税額が50万円を超える部分は20パーセント))について、納付すべき税額が300万を超える部分に対する割合が30パーセントに引き上げられます。

(4) 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽が行なわれた場合の加算金の加重措置について期限後申告、修正申告又は更正、決定(以下、「期限後申告等」といいます。)があった場合において、その期限後申告等の前年度及び前々年度の事業所税について、不申告加算金又はこれに代えて課される重加算金(以下「不申告加算金等」といいます。)に係る決定をすべきと認められる場合、その期限後申告等に基づき課する不申告加算金等の割合は10パーセント加重されることとなりました。

※過少申告加算金及び重加算金(不申告加算金に代えて課されるものを除きます。)については対象外です。

事業所税の手びき等のダウンロードのご案内

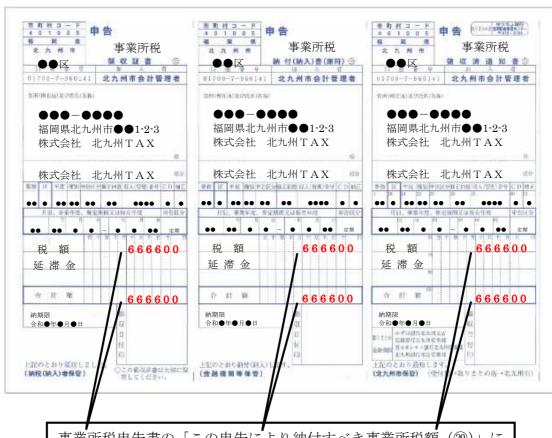
北九州市ホームページから、事業所税に関する書類をダウンロードすることができます。 「事業所税の手びき」も掲載しております。ぜひご利用ください。

事業所税の納付書について

申告書類等と併せて郵送している納付書は、下記記入例を参考に金額を記入し、切り離さず、 金融機関等の窓口にお持ちください。

【事業所税納付書の記入例】

切り離さず、金融機関等の窓口へお持ちください。



事業所税申告書の「この申告により納付すべき事業所税額(20)」に 記載した金額を右詰めで記入してください。

-部の金融機関窓口での税公金の取扱いの終了について

下記金融機関窓口における税公金の収納お取扱いが終了となります。 <u>お手元の納付書に指定の納付場所として記載されている場合でも、収納代理金融機関取消日</u> の翌日からはお取扱いはできませんので、ご注意ください。

金融機関名	収納代理金融機関取消日
三井住友信託銀行株式会社	令和5年3月31日
三菱UFJ信託銀行株式会社	令和5年7月6日
みずほ信託銀行株式会社	令和6年3月31日